専用型速度換算係数	222	—
［略］		
端末系交換回数比例比率	0.1467	—
中継系交換回数比例比率	0.3126	—
経済的耐用年数		
交換機	32.9	年
局設置遠隔収容装置	30.2	年
［略］		
伝送装置	27.5	年
［略］		
架空メタルケーブル	32.8	年
地下メタルケーブル	42.0	年
［略］		
管路	64.1	年
中口径管路	64.1	年
［略］		
電線共同溝	64.1	年
［略］		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	20.4	年
［略］		

専用型速度換算係数	228	—
［同左］		
端末系交換回数比例比率	0.1518	—
中継系交換回数比例比率	0.3095	—
経済的耐用年数		
交換機	31.9	年
局設置遠隔収容装置	29.1	年
［同左］		
伝送装置	26.3	年
［同左］		
架空メタルケーブル	31.9	年
地下メタルケーブル	41.2	年
［同左］		
管路	63.0	年
中口径管路	63.0	年
［同左］		
電線共同溝	63.0	年
［同左］		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	19.5	年
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
附則別表第３の２（附則第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値			**附則別表第３の２**（附則第６条関係）　［同左］		
項目	数値	単位	項目	数値	単位
［略］			［同左］		
き線管路総延長	127,955	km	き線管路総延長	129,850	km
［略］			［同左］		